

改 葬 手 続 き に つ い て

1. 手続きが必要な場合

- ①埋葬した死体を他の墳墓に移す。
- ②埋葬した死体を他に埋蔵する。
- ③収蔵した焼骨を他の墳墓に移す。
- ④収蔵した焼骨を他の納骨堂に移す。

を行おうとする方

※火葬したあとに墳墓に埋蔵する過程で一時的に寺院等の一隅で安置すること等は収蔵に該当しません。

※焼骨の一部を他の墳墓・納骨堂に移すのは改葬に該当しません。

2. 手続きに必要なもの

○ 改葬許可申請書（記入例を参考にしてください。）

※墓地・納骨堂管理者の証明が必要です。

※墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書またはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付してください。

※その他市長が特に必要と認める書類（関係者確認のため戸籍謄本や改葬についての承諾書の添付が必要となる場合があります。）

○ 無縁墳墓等（死亡者の縁故者が不在の墳墓または納骨堂）の場合は「改葬許可申請書」のほかに下記書類の添付が必要です。なお、「改葬許可申請書」におきましては申請者を管理者とし、わからないところは「不詳」としてください。（埋葬・納骨証明も必要です。）

①無縁墳墓等の写真及び位置図

※改葬の許可の対象となる無縁墳墓等の位置、状況が明確に把握出来るものであること

②死亡者の本籍及び氏名ならびに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申し出がなかった旨を記載した書面。

③官報の写し及び立札の写真

※官報への掲載については下記に問い合わせください。

問合先：愛知県第一官報販売書

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 22-7 丸の内 OS ビル 1 階

TEL (052) 961-9011

④その他市長が特に必要と認める書類

3. その他

・ 許可証は即日発行出来ませんのでご注意ください。